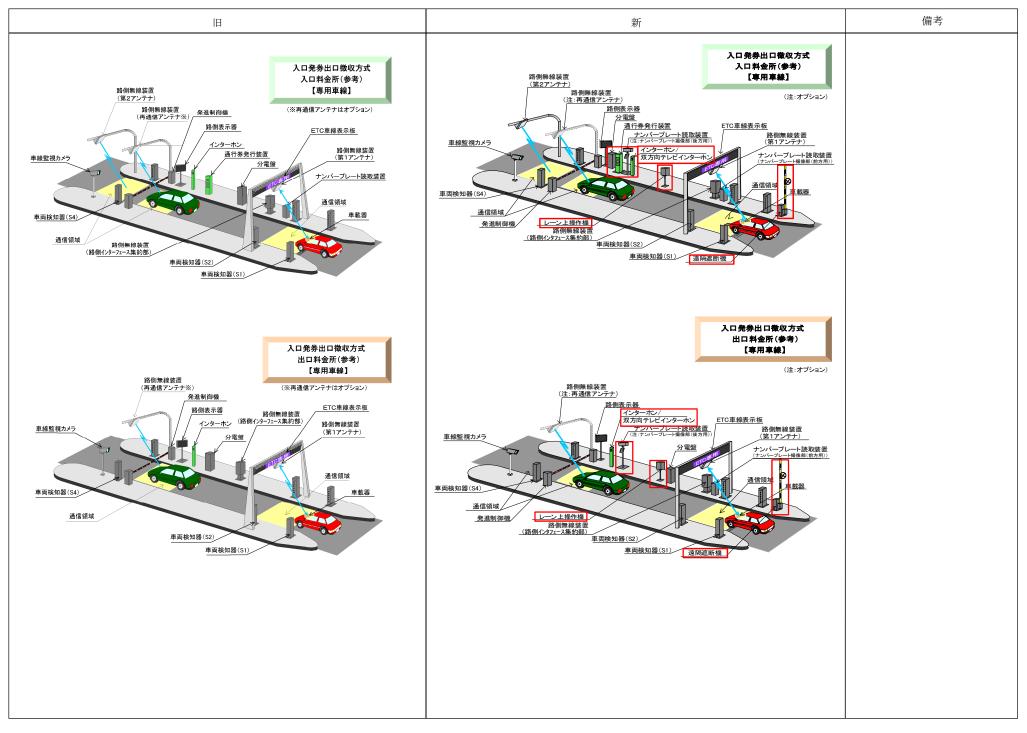
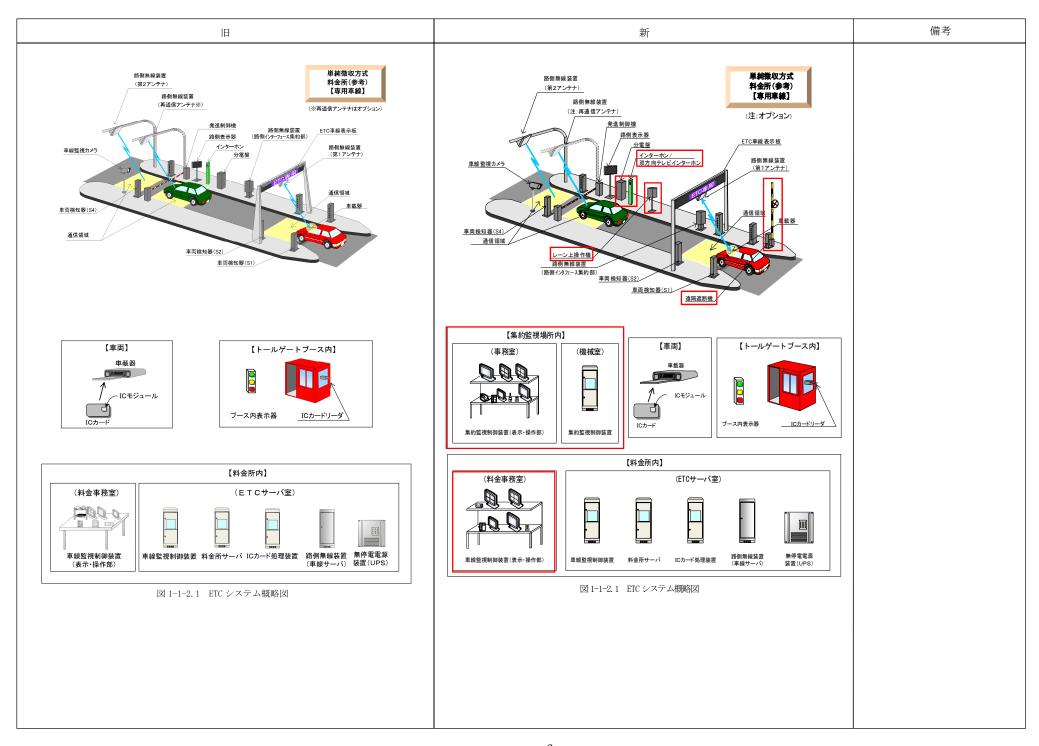
IB	新	備考
-06 Nt. d -1 (tom 1/1)	7%、H. H. I. M. H. M. (20) / 1   大士	
発進制御機(2G)仕様書	発進制御機(2G)仕様書	
施仕第 20221-6(2G)号	施仕第 <del>20</del> 24221-6(2G) 号	
72   12   1   1   1   1   1   1   1   1		
令和 2 年 7 月	令和 <u>26</u> 年 7 月	
13442 — 171		
東日本高速道路株式会社		
中日本高速道路株式会社	東日本高速道路株式会社	
	中日本高速道路株式会社	
西日本高速道路株式会社	西日本高速道路株式会社	

la l	新	備考
発進制御機(2G)仕様書(目次) 第 1 章 一般事項 1-1 1-1 本仕様書の適用範囲及びETCシステムの概要 1-1 1-1-1 本仕様書の適用範囲 1-1 1-1-2 ETCシステムの概要 1-1 1-1-3 ETC 路側装置の機能概要 1-4 1-2 他の規格書及び仕様書等 1-6 1-3 適用規格 1-7 1-4 用語の説明 1-8 第 2章 必要条件 2-1 2-1 必要条件及び構造 2-1 2-2 電源 2-2 2-2-1 電源部の特性 2-2 2-2-2	新    発進制御機(26)仕様書(目次)   1 章 一般的事項.	備考
2-4 環境条件       2-4         2-5 塗装仕様       2-5         2-6 信頼性       2-5         2-7 付属品       2-6         2-8 予備品       2-6         2-9 保守用品       2-6         第3章 発進制御機       3-1         3-1 発進制御機の概要       3-1         3-1-1 機能及び構成       3-1         3-1-2 発進制御機の種類       3-2         3-2 機能及び動作       3-3         3-2-1 駆動部の機能等       3-3         3-2-2 開閉バー※1       3-5         3-2-3 インタフェース部の機能       3-6         3-2-4 故障診断部の機能       3-7         3-2-5 HMI 部の機能       3-7         3-2-6 電源部の機能       3-9         第4章 試験及び検査       4-1	2-4 環境条件       2-4         2-5 塗装仕様       2-5         2-6 信頼性       2-5         2-7 付属品       2-6         2-8 予備品       2-6         2-9 保守用品       2-6         33章 発進制御機       3-1         3-1 発進制御機の概要       3-1	

旧	新	備考
IE    4-2 性能検査	# 4-2 性能検査 4-1 4-3 工場立会検査 4-2 付属資料A ETC 標準機能分担表 付属資料A ETC 標準機能分担表 付属資料B ETC 装置間データフロー 添付資料-1 「発進制御機 性能検査方案書」  本仕継書では各道路合社に適用する。 ※2:中日本高速道路株式会社に適用する。 ※3:西日本高速道路株式会社に適用する。 ※3:西日本高速道路株式会社に適用する。 東日本高速道路株式会社 合和26年7月 中日本高速道路株式会社 令和26年7月 西日本高速道路株式会社 令和26年7月	備考

lθ	新	備考
第1章 一般事項	第1章 一般 <mark>的</mark> 事項	
1-1 本仕様書の適用範囲及び ETC システムの概要	1-1 本仕様書の適用範囲及びETC システムの概要	
1-1-1 本仕様書の適用範囲 本仕様書は、有料道路等における有料道路自動料金支払いシステム(以下、「ETC システム: Electronic Toll Collection System」という。)に用いて、ETC 車線を通行する 車両(二輪車含む)(以下、「車両等」という。)に対し、開閉バーの制御により、通行可否の指示を行う発進制御機(以下、「本装置」という。)に適用する。	1-1-1 本仕様書の適用範囲 本仕様書は、有料道路等における有料道路自動料金支払いシステム(以下、「ETC システム: Electronic Toll Collection System」という。)に用いて、ETC 車線を通行する 車両(二輪車含む)(以下、「車両等」という。)に対し、開閉パーの制御により、通行可否の指示を行う発進制御機(以下、「本装置」という。)に適用する。	
1-1-2 ETC システムの概要 ETC システムとは、有料道路等における料金所において車両等が装着した車載器と料金所が一トに設置した路側無線装置との間で、車両の通行や料金に関する情報を無線通信によって交信し、人手を介することなく自動的に料金を支払うことを可能とするシステムであり、 1. 料金所渋滞の解消 2. キャッシュレス化による利便性の向上 3. 管理費の削減 を目的としている。 なお、ETC 概略図を図 1-1-2.1 に示す。	1-1-2 ETCシステムの概要 ETCシステムとは、有料道路等における料金所において車両等が装着した車載器と料金 所が一トに設置した路側無線装置との間で、車両等の通行や料金に関する情報を無線通信によって交信し、人手を介することなく自動的に料金を支払うことを可能とするシステムであり、 1. 料金所改帯の解消 2. キャッシュレス化による利便性の向上 3. 管理費の削減 を目的としている。 なお、ETCシステム概略図を図1-1-2.1に示す。	





## 1-1-3 ETC 路側装置の機能概要

各 ETC 路側装置の機能概要を以下に示す。

- (1) 路側無線装置(料金所用)
- 1) アンテナ (無線部) 「第1・第2]

ETC 車線を通行する車両に取付けられた車載器と無線通信を行い、料金徴収に必要なデータを送受信する。

2) アンテナ (無線部) [再通信] (オプション)

第 1 アンテナで ETC 車線を通行する車両に取付けられた車載器との無線通信 が失敗した際に使用され、第 1 アンテナの代わりに、料金徴収に必要なデータを 送受信する。

3) 車線サーバ (通信制御部)

各 ETC 路側装置の動作状況により制御を行い、アンテナ (第1・第2・再通信 (オプション))で受信したデータ等を処理し、料金所サーバへ送信する。また、各 ETC 路側装置から送出される故障情報を受信する。

(2) ETC 車線表示板

ETC 車線を通行する車両に対し、車線運用状況の表示を行う。

(3) 車両検知器

ETC 車線を通行する車両に対し、車両の検知等を行い、通行情報の処理を行う。

(4) ナンバープレート読取装置

ETC 車線を通行する車両に対し、車種識別対象となった車両について、ナンバープレート情報等の情報を取得し車種識別を行う。また、併せて車両検知器 (S1) の各種機能を行う。

(5) 路側表示器

ETC 車線を通行する車両に対し、表示器の表示により、通行可否及び料金表示等を行う。

(6) 発准制御機

ETC 車線を通行する車両に対し、開閉バーの制御により、通行可否の指示を行う。

(7) ブース内表示器

ブース内の収受員に対し、ETC 車線を通行する車両が ETC 車、異常 ETC 車又は非 ETC 車等を表示すると共に、発進制御機の開制御等を行う。

(8) インターホン

料金事務室に設置された親機と、アイランドに設置された子機で構成され、停止 した車両との通話に用いる。

(9) 通行券発行装置

ETC 車線を通行した車両が、非 ETC 車又は異常 ETC 車に対して、通行券の発券を行う。

(10) 車線監視カメラ

ETC 車線を通行する車両等の撮影を行う。

## 1-1-3 ETC 路側装置の機能概要

各 ETC 路側装置の機能概要を以下に示す。

- (1) 路側無線装置(料金所用)
- 1) アンテナ (無線部) [第1・第2]

ETC 車線を通行する車両に取付けられた車載器と無線通信を行い、料金徴収に必要なデータを送受信する。

2) アンテナ (無線部) [再通信] (オプション)

第1アンテナでETC 車線を通行する車両に取付けられた車載器との無線通信が 失敗した際に使用され、第1アンテナの代わりに、料金徴収に必要なデータを送 受信する。

3) 車線サーバ (通信制御部)

各 ETC 路側装置の動作状況により制御を行い、アンテナ(第1・第2・再通信 (オプション)) で受信したデータ等を処理し、料金所サーバへ送信する。また、 各 ETC 路側装置から送出される故障情報を受信する。

(2) ETC 車線表示板

ETC 車線を通行する車両に対し、車線運用状況の表示を行う。

(3) 車両検知器

ETC 車線を通行する車両に対し、車両の検知等を行い、通行情報の処理を行う。

(4) ナンバープレート読取装置

ETC 車線を通行する車両に対し、車種識別対象となった車両について、ナンバープレート操像を行い、ナンバープレート情報等の情報を取得し車種識別を行う。また、併せて車両降知器(SI)の各種機能を行う。

(5) 路側表示器

ETC 車線を通行する車両に対し、表示器の表示により、通行可否及び料金表示等を行う。

(6) 発進制御機

ETC 車線を通行する車両に対し、開閉バーの制御により、通行可否の指示を行う。

(7) ブース内表示器

ブース内の収受員に対し、ETC 車線を通行する車両がETC 車、異常ETC 車<del>又はま</del>たは非ETC 車等を表示すると共に、発進制御機の開制御等を行う。

(8) インターホン

料金事務室に設置された親機と、アイランドに設置された子機で構成され、停止した車両との通話に用いる。

(9) 通行券発行装置

ETC 車線を通行した車両が、非ETC 車又は<u>または</u>異常ETC 車に対して、通行券の発券を行う。

(10) 車線監視カメラ

ETC 車線を<u>の ETC 路側機器の動作状況や車両の運行状況通行する車両等</u>の撮影を行う。

旧	新	備考
1)料金所サーバ 車線サーバからの各 ETC 路側装置の状態監視や本装置の状態監視を行い、車線 監視制御装置へ通知及び料金収受機械システムへの ETC 処理結果情報の送受信を 行う。 2) IC カード処理装置 路側無線装置の整備されない料金所に設置され、IC カードによる決済を行うた めの処理と記録を行う。 3) 車線監視制御装置 ETC 車線の運用状態の監視並びに各種 ETC 路側装置の状態監視及び制御を行う。 4 路側無線装置(お知らせ用) 車両に取付けられた車載器と無線通信を行うことにより、車載器における ETC 用 IC カードの未挿入に対して通知を行う。 1 アンテナ (無線部) 本線又はランプを通行する車両に取付けられた車載器と無線通信を行い、未 挿入通知に必要なデータを送受信する。 2)制御部 アンテナ (無線部)で受信したデータ等を処理すると共に、アンテナ (無線部) から送出される故障・監視制御情報を送受信する。 5 無停電電源装置 (UPS) 商用電源の停電等により自家発電設備から給電が開始されるまでの間、各種 ETC 路側装置に対して安定した電源供給を行う。	(11) 料金所サーバ 車線サーバからの各 ETC 路側装置の状態監視や本装置の状態監視を行い、車線 監視制御装置へ通知及び料金収受機械システムへの ETC 処理結果情報の送受信を 行う。 (12) IC カード処理装置 路側無線装置の整備されない料金所に設置され、IC カードによる決済を行うた めの処理と記録を行う。 (13) 車線監視制御装置 ETC 事線の連用状態の監視並び只こ各種 ETC 路側装置の状態監視及び制御を行う。 (14) 路側無線装置 (は知らせ用) 車両に取付けられた車器と無線通信を行うことにより、車線器における ETC 用 IC カードの末挿入に対して通知を行う。 (1) アンテナ (無線部) 本線文はまたはランブを通行する車両に取付けられた車載器と無線通信を行い、末端立は主たはランブを通行する車両に取付けられた車載器と無線通信を行い、末端立ちに知らなが、一次を受けまする。 (2) 制御部 アンテナ (無線部) で受信したデータ等を処理すると共に、アンテナ (無線部) から送出される妨算・監視制御情報を送受信する。 (15) 無停電電源装置 (IPS) 商用電源のを電等により自家発電設備から給電が開始されるまでの間、各種 ETC 路側装置に対して安定した電源供給を行う。 (16) 画像サーバ (オブション) ナンペープレート設販装置から受信したナンバーブレート情報等を蓄積し、指定された条件より検索を行う。 (17) 集新監視制御装置 FTC 事線の選用状態の監視並びに各種 FTC 路側装置の状態監視及び制御を集約し 連稿で行う。 (18) 双力時アレビインターホン 料金事務室に設置された観機と、アイランド上に設置された子機で構成され、料金事務室と配置された観機と、アイランド上記置された子機で構成され、料金事務室とアイランド間で双力向の映像監督し、映像を見ながら音声で通話するためのインターホンに用いる。 (19) レーン上提付機	

# 1-2 他の規格書及び仕様書等

関連する他の規格書及び仕様書(本仕様書を含む)を表 1-2.1 に示す。

表 1-2.1 関連 ETC 規格書及び仕様書一覧

衣 1-2.1	11 規格書及び任禄書一覧
番号	関連規格書及び仕様書
ETC-B** 2 0 0 P	5.8GHz帯DSRC路側無線装置規格書
ETC-B** 2 1 0 P	5.8GHz帯DSRC車載器規格書
ETC-B** 2 3 0 P	5.8GHz帯DSRCインタフェース規格書
ETC-A** 2 0 0 P	ETC路側無線装置仕様書
ETC-A** 2 1 0 P	ETC車載器仕様書
施仕第** 2 2 0 - 1 号	路側無線装置(料金所用)仕様書
施仕第** 2 2 0 - 1 A 号	路側無線装置(料金所用)仕様書
施仕第**220-1B号	路側無線装置(料金所用)仕様書
施仕第**220-2号	ETC車線表示板仕様書 ※1
施仕第** 2 2 0 - 3 号	車両検知器仕様書
施仕第**220-4号	ナンバープレート読取装置仕様書
施仕第** 2 2 0 - 5 号	路側表示器仕様書
施仕第**220-6号	発進制御機仕様書
施仕第**220-7号	ブース内表示器仕様書
施仕第**220-8号	インターホン仕様書
施仕第**220-9号	通行券発行装置仕様書
施仕第**220-10号	車線監視カメラ仕様書
施仕第**220-11号	料金所サーバ仕様書
施仕第**220-12号	ICカード処理装置仕様書
施仕第**220-13号	車線監視制御盤仕様書
施仕第**220-14号	ETC監視中央局設備仕様書
施仕第**220-15号	路側無線装置(お知らせ用)仕様書
施仕第**221-1 (2G) 号	路側無線装置(料金所用2G)仕様書
施仕第**221-2(2G)号	ETC車線表示板(2G) 仕様書
施仕第**221-3(2G)号	車両検知器 (2G) 仕様書
施仕第**221-4(2G)号	ナンバープレート読取装置 (2G) 仕様書
施仕第**221-5(2G)号	路側表示器(2G)仕様書
施仕第** 2 2 1 - 6 (2 G) 号	発進制御機 (2G) 仕様書
施仕第**221-8 (2G) 号	インターホン(2G)仕様書
施仕第** 2 2 1 - 1 0 (2 G) 号	車線監視カメラ(2G)仕様書
施仕第**221-11(2G)号	料金所サーバ(2G)仕様書
施仕第** 2 2 1 - 1 3 (2 G) 号	車線監視制御装置(2G)仕様書
施仕第** 2 2 1 - 1 6 (2 G) 号	車線サーバ(ソフトウェア)(2G)仕様書
施仕第**221-17 (2G) 号	無停電電源装置(UPS)(2G)仕様書

※ \*\*は最新版の西暦下2桁(2012年ならば12)が適用される。

※1:中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社に適用する。

# 1-2 他の規格書及び仕様書等との関連

関連する他の規格書及び仕様書(本仕様書を含む)を表 1-2.1 に示す。

表 1-2.1 関連 ETC 規格書及び仕様書一覧

X121X	BEIU 稅俗者及UYL依者一見
番号	関連規格書及び仕様書
ETC-B**200P	5.8GHz 帯DSRC 路側無線装置規格書
ETC-B**210P	5.8GHz 帯DSRC 車載器規格書
ETC-B**230P	5.8GHz 帯DSRC インタフェース規格書
ETC-A**200P	ETC 路側無線装置仕様書
ETC-A**210P	ETC 車載器仕様書
施仕第**220-1 号	路側無線装置(料金所用)仕様書
施仕第**220-1A 号	路側無線装置(料金所用)仕様書
施仕第**220-1B 号	路側無線装置(料金所用)仕様書
施仕第14220-2号	ETC 車線表示板仕様書 ※4×2×3
施仕第1*220-3号	車両検知器仕様書
施仕第**220-4号	ナンバープレート読取装置仕様書
施仕第1**220-5号	路側表示器仕様書
施仕第1**220-6号	発進制御機仕様書
施仕第**220-7号	ブース内表示器仕様書
施仕第**220-8号	インターホン仕様書
施仕第**220-9号	通行券発行装置仕様書
施仕第**220-10号	車線監視カメラ仕様書
施仕第**220-11 号	料金所サーバ仕様書
施仕第14220-12号	IC カード処理装置仕様書
施仕第₩220-13号	車線監視制御盤仕様書
施仕第4×220-14号	ETC監視中央局設備仕様書
施仕第**220-15号	路側無線装置(お知らせ用)仕様書
施仕第**221-1 (2G) 号	路側無線装置(料金所用26)仕様書
施仕第**221-2 (2G) 号	ETC 車線表示板(2G) 仕様書
施仕第**221-3 (2G) 号	車両検知器 (2G) 仕様書
施仕第**221-4(2G)号	ナンバープレート読取装置 (2G) 仕様書
施仕第**221-5 (2G) 号	路側表示器 (2G) 仕様書
施仕第**221-6(2G)号	発進制御機 (2G) 仕様書
施仕第**221-8 (2G) 号	インターホン (2G) 仕様書
施仕第**221-10 (2G) 号	車線監視カメラ (2G) 仕様書
施仕第1**221-11 (2G) 号	料金所サーバ (2G) 仕様書
施仕第**221-13 (2G) 号	車線監視制御装置(26)仕様書
施仕第14221-16 (2G) 号	車線サーバ (ソフトウェア) (2G) 仕様書
施仕第**221-17 (2G) 号	無停電電源装置 (UPS) (2G) 仕様書
施仕第**221-30 (2G) 号	画像サーバ (26) 仕様書
施仕第**221-33 (2G) 号	集約監視制御裝置(26)仕様書
施仕第**221-34 (2G) 号	双方向テレビインターホン (2G) 仕様書
施仕第**221-35 (2G) 号	レーン上操作機 (2G) 仕様書
施仕第**221-36 (2G) 号	遠隔遮断機 (2G) 仕様書

※注: \*\*は最新版の西暦下2桁(2012年ならば12)が適用される。

※1:中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社に適用する。

旧	新	備考
1−3 適用規格	1-3 適用規格	
本仕様書に記載のない事項は、次の規格等を適用するものとする。	本仕様書に記載のない事項は一次の規格等を適用するものとする。	
なお、特に版数を指定しない限りは最新版を適用するものとする。	なお、特に版数を指定しない限りは最新版を適用するものとする。	
(1) 適用規格、基準	(1) 適用規格、基準	
1) 国際電気標準会議 (IEC) 推奨規格	1) 国際電気標準会議(IEC)推奨規格	
2) 国際電気通信連合無線通信部門勧告及び電気通信標準化部門勧告 (ITU-R 勧告、	2) 国際電気通信連合無線通信部門勧告及び電気通信標準化部門勧告(ITU-R 勧告、	
ITU-T 勧告)	ITU-T 勧告)	
3) 国際標準化機構規格 (ISO)	3) 国際標準化機構規格(ISO)	
4) IEEE (Institute of Electrical and Electronics Engineers) 規格	4) IEEE (Institute of Electrical and Electronics Engineers) 規格	
5) ANSI (American National Standards Institute) 規格	5) ANSI (American National Standards Institute) 規格	
6) 日本産業規格 (JIS)	6)日本産業規格(JIS)	
7) 電気規格調査会標準規格 (JEC)	7)電気規格調査会標準規格(JEC)	
8) 日本電機工業会規格 (JEM)	8)日本電機工業会規格(JEM)	
9) 電子情報技術産業会(JEITA)規格	9)電子情報技術産業 <mark>協</mark> 会(JEITA)規格	
(2) 日本国適用法令	(2) 日本国適用法令	
1) 電波法 (昭和 25 年、法律第 131 号)	1) 電波法 (昭和25年、法律第131号)	
2) 道路法(昭和 27 年、法律第 180 号)	2) 道路法 (昭和27年、法律第180号)	
<ul><li>3) 道路構造令</li><li>4) 国土交通省令</li></ul>	3) 道路構造令	
4) 国工父进旬 5) 経済産業省令「電気設備に関する技術基準」	4) 国土交通省令	
5) 経済性素有り「电気設備に関する技術基準」 6) その他関連法令	5) 経済産業省令「電気設備に関する技術基準 <mark>を定める省令</mark> 」	
0) でツ世界達仏 1	6) その他関連法令	
	V) CVILIAGEN	

旧	新	備考
第2章 必要条件	第2章 必要条件	
2-1 必要条件及び構造	2-1 必要条件及び構造	
本装置の必要条件及び構造を以下に示す。	本装置の必要条件及び構造を以下に示す。	
(1) 構造、形状、寸法、質量はなるべく小型、軽量で堅牢であること。	(1) 構造、形状、寸法— <u>及び</u> 質量はなるべく小型、軽量で堅牢であること。	
(2) 地震、台風、火災等に対する措置が講じられている構造であること。なお、屋外設	(2) 地震、台風、火災等に対する措置が講じられている構造であること。 なお、屋外設	
置装置に関しては、併せて、防水、防錆、防塵及び塩害に対する措置が講じられて	置装置に関しては、併せて、防水、防錆、防塵及び塩害に対する措置が講じられて	
いる構造であり、かつ当該納入製品又は同一仕様において JIS C 0920 「電気機械	いる構造であり、かつ当該納入製品又は同一仕様において JIS C 0920 「電気機械	
器具の外郭による保護等級(IP コード)」IPx3 以上とする。	器具の外郭による保護等級(IP コード)」IPx3 以上とする。	
(3) 人体への影響、他の電子機器への電磁干渉に対して十分な配慮が払われているこ	(3) 人体への影響、 <del>他の</del> 電子機器への電磁干渉に対して十分な配慮が払われているこ	
と。	と。	
(4) 筐体は、容易に開けられない構造とし、扉を設置する場合は、複数の構造の異なる	(4) 管体は、容易に開けられない構造とし、扉を設置する場合は、複数の構造の異なる	
鍵により施錠できるものとし、鍵の仕様については別途指示するものとする。	鍵により施錠できるものとし、鍵の仕様については別途指示するものとする。	
(5) 筐体内部の発熱 (屋外設置装置に関しては太陽光による輻射熱も含む) 等の局所的	(5) 筐体内部の発熱 (屋外設置装置に関しては太陽光による輻射熱も含む) 等の局所的	
な温度上昇を緩和する構造とすること。	な温度上昇を緩和する構造とすること。	
(6) 電源投入状態で、構成品の内部に結露を発生させない構造とすること。	(6) 電原投入状態で、構成品の内部に結露を発生させない構造とすること。	
(7) 無停電電源装置の切替等の瞬断時に、安定した動作をすること。	(7) 無停電電源装置の切替等の瞬期時に、安定した動作をすること。	
(8) 屋外設置装置については、車両等進行方向に対して、側面又は裏面からの保守点検	(8) 屋外設置装置については、車両等進行方向に対して、側面又は裏面からの保守点検	
(計器測定を含む)が容易に行える構造とし、運用車線への影響を極力少なくする	(計器測定を含む) が容易に行える構造とし、運用車線への影響を極力少なくする	
こと。また、保守点検は簡便に行えることとし、外部出力信号を出せる構造とする。	こと。また、保守点検は簡便に行えることとし、外部出力信号を出せる構造とする。	
(9) 筐体は D 種接地を施すことのできる構造であること。	(9) 筐体はD種接地を施すことのできる構造であること。	
また、下記の(10)及び(11)に示す雷保護デバイスは、別途、避雷専用の接地を	また、下記の(10)及び(11)に示す雷保護デバイスは、別途、避雷専用の接地を	
<b>拡大としが山立て港準ベセスとし</b>	II A A A AND I A DESCRIPTION AND A SAME AND	

- 施すことが出来る構造であること。
- (10) 屋外設置装置の電源部は、JIS C 5381-1「低電圧システムに接続するサージ保護 デバイスの所要性能及び試験方法」クラスⅡを満足する耐雷に対する措置を講ずる こと。なお、試験の公称放電電流は 5,000A とする。
- (11) 屋外設置装置の回線保護については、JIS C 5381-21「通信及び信号回路に接続す るサージ防護デバイスの所要性能及び試験方法」カテゴリ C2 を満足する耐雷に対 する措置を講ずること。なお、試験の公称放電電流は 5,000A とする。
- 施すことが出来る構造であること。
- (10) 屋外設置装置の電源部は、JIS C 5381-11「低電圧配電システムに接続する低圧 サージ保防護デバイスの所要要求性能及び試験方法」クラスIIを満足する耐雷に対 する措置を講ずること。なお、試験の公称放電電流は5,000Aとする。
- (11) 屋外設置装置の回線保護については、JIS C 5381-21 「通信及び信号回路線に接続 するサージ防護デバイス<u>(SPD)</u>の所要要求性能及び試験方法」カテゴリ C2 を満 足する耐雷に対する措置を講ずること。なお、試験の公称放電電流は5,000Aとす

新

(12) 筐体に管理銘板を取り付けるものとする。

管理銘板は耐久性に優れた材質とし、記載事項は明瞭に刻印又は印刷するものと する。

また、取付位置は筐体扉等の内側の下部とし、堅牢に取付けるものとする。記載事項は日本文字で記載するものとし、次のとおりとする。なお、管理銘板の参考図を図 2-1.1 に示す。

記載事項:「○日本高速道路株式会社」「○○装置」「仕様書番号」「定格電 圧」「周波数」「製造年月(工場出荷時期とする。)」「製造者」

> □ 日本高速道路株式会社 機器 名 ○○装置 仕樣書番号 施仕第○○○○号 定格電圧 ○○○○○ 周波数○○ Hz 製造年月 20○○年○○月

図 2-1.1 管理銘板 (参考図)

製造者 〇〇〇〇〇

# 2-2 電源

## 2-2-1 電源部の特性

- (1) 本装置が必要とする安定化電源を備えること。
- (2) 入力電圧に対して安定した動作を行うこと。
- (3) 10ms 以内の瞬断に対応できること。
- (4) 電源部の一次側にノイズを出さないことに留意すること。

## 2-2-2 入力条件

単相 AC200V±10% 50Hz/60Hz±5%

#### 2-2-3 絶縁抵抗

交流電源入力端子-筐体間は 10MΩ以上 (直流 500VA の絶縁抵抗計で測定。サージ吸収素子は除く) であること。

(12) 筐体に管理銘板を取り付けるものとする。

管理銘板は耐久性に優れた材質とし、記載事項は明瞭に刻印又は印刷するものとする。

また、取付位置は筐体扉等の内側の下部とし、堅牢に取付けるものとする。記載事項は日本文字で記載するものとし、次のとおりとする。なお、管理銘板の参考図を図 2-1.1 に示す。

100mm

記載事項:「○日本高速道路株式会社」「○○装置」「仕様書番号」「定格電 圧」「周波数」「製造年月(工場出荷時期とする。)」「製造者」

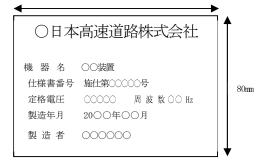


図 2-1.1 管理銘板 (参考図)

# 2-2 電源

## 2-2-1 電源部の特性

- (1) 本装置が必要とする安定化電源を備えること。
- (2) 入力電圧に対して安定した動作を行うこと。
- (3) 10ms 以内の瞬断に対応できること。
- (4) 電源部の一次側にノイズを出さないことに留意すること。

## 2-2-2 入力条件

単相 AC200V±10% 50Hz/60Hz±5%

## 2-2-3 絶縁抵抗

交流電源入力端子 - 筺体間は10MΩ以上(直流500VAの絶縁抵抗計で測定。サージ吸収素子は除く)であること。

## 2-2-4 絶縁耐圧

交流電源入力端子-筐体間は、AC1500V を 1 分間印加し、異常のないこと。(サージ吸収素子は除く。)

# 2-3 設置条件

設置場所は料金徴収施設及びその周辺とし、標準的な設置条件を図 2-3.1 に示す。バー先端間の間隔は 1500mm を標準とする。ただし、バーリリース時の建築限界は図 2-3.2 に示すとおりであり、バーリリース状態で、突起部含めた全ての部位が建築限界外に退避されること。

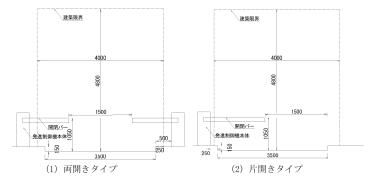


図 2-3.1 標準的な設置条件

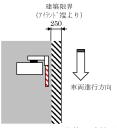


図 2-3.2 バーリリース状態と建築限界の関係

注) バーリリース状態とは、バーに外部より力が加わった状態をいい、図 2-3.2 以外の 状態も含むものとする※

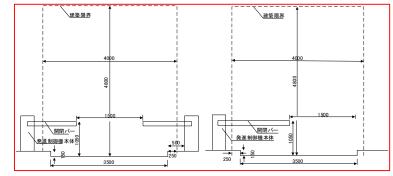
※西日本高速道路株式会社に適用する。

## 2-2-4 絶縁耐圧

交流電源入力端子一筺体間は、AC1500V を 1 分間印加し、異常のないこと。 (サージ 吸収素子は除く。)

## 2-3 設置条件

設置場所は料金徴収施設及びその周辺とし、標準的な設置条件を図2-3.1 に示す。バー 先端間の間隔は1500mを標準とする。ただし、バーリリース時の建築限界は図2-3.2 に 示すとおりであり、バーリリース状態で、突起部含めた全ての部位が建築限界外に退避されること。



(1) 両開きタイプ

(2) 片開きタイプ

図 2-3.1 標準的な設置条件

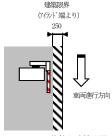


図 2-3.2 バーリリース状態と建築限界の関係

注: バーリリース状態とは、バーに外部より力が加わった状態をいい、図2-3.2以外の 状態も含むものとする※3

※西日本高速道路株式会社に適用する。

# 2-4 環境条件

ETC 路側装置の環境条件を以下に示す。

設置場所	屋内	屋外	備考
	IEC60721-3-3	IEC60721-3-4	
	3 K 3 / 3 Z 1 / 3 B 1 / 3	4K2/4Z7/4B1/4	
	C1/3S2/3M2	C2/4S3/4M4	
環境条件	K: 気象条件	K: 気象条件	
	B:微生物条件	Z : 特別な気象条件	
	C: 化学的活性物質	B:微生物条件	
	S:機械的活性物質	C: 化学的活性物質	
	F:汚損液体	S:機械的活性物質	
	M:機械的条件	M:機械的条件	

詳細は、IEC60721-3-3 及び IEC607213-4 Classification of environmental conditions - Part3:Classification of groups of environmental parameters and their severities - Stationary use at non-weatherprotected locations.を参照する

ただし、周囲温度、相対湿度及び高度は次に示すものとする。

気象条件	屋内	屋外	
周囲温度	0 ℃~+4 0 ℃	-20℃~+50℃	
同团価及	(平均35℃以下)	(平均35℃以下)	
to the obs	85%以下において	85%以下において	
相対湿度	結露なきこととする。	結露なきこととする。	
高 度	1,000m以下	1,000m以下	

# 2-4 環境条件

ETC 路側装置の環境条件を以下に示す。

IEC60721-3-3     IEC60721-3-4       3K3/3Z1/3B1/3C1/3S2/3M2     4K2/4Z7/4B1/4C2/4S3/4M4       K: 氨集条件     K: 氨集条件       環境条件     B: 微生物条件       C: 化学的活性物質     B: 微生物条件       S: 機械的活性物質     C: 化学的活性物質       F: 污損液体     S: 機械的活性物質	設	置場所	屋内	屋外	備考
			IEC60721-3-3 3K3/3Z1/3B1/3C1/3S2/3M2 K: 気象条件 B: 微生物条件 C: 化学的活性物質	IEC60721-3-4 4K2/4Z7/4B1/4C2/4S3/4M4 K: 気象条件 Z: 特別な気象条件 B: 微生物条件	備考
1 · 1 / MAINT					
M:機械的条件 M:機械的条件					

詳細は、IEC60721-3-3 及び IEC60721\_3-4 Classification of environmental conditions - Part3:Classification of groups of environmental parameters and their severities - Stationary use at non-weatherprotected locations. を参照する

ただし、周囲温度、及び相対湿度及び高度は次に示すものとする。

気象条件	屋内	屋外	備考
pelmina ++-	0°C∼+40°C	−20°C~+50°C	
周囲温度	— <del>(平均35℃以下)</del> —	<del>_(平均35℃以下)</del> _	
and Elitabeth	85%以下において	85%以下において	
相対湿度	結露なき <mark>ものこと</mark> とする。	結露なき <mark>ものこと</mark> とする。	
高度	1, 000mUF	<del>1, 000m以下</del>	

## 2-5 塗装仕様

塗装仕様については、表 2-5.1 とし、機器類の色彩に関しては特記仕様書による。

表 2-5.1 塗装仕様

設置場所	下地処理及び仕上げ
屋内	塗装は前処理を十分に行った後着手するものとし、下塗り、中塗りの後、メラミン樹脂塗料による焼付け仕上げとし、膜厚40μm以上とする。
屋外	塗装は前処理としてブラスト処理後亜鉛溶射(JIS H 8300 「TS $-$ WF又は TS $-$ ES $/$ Z $n$ 9 9 $,$ 9 9 $,$ 50 )」)を行うものとし、内外面とも下塗り及び中塗りを施し、ポリウレタン樹脂塗料の2回塗り仕上げと同等以上の塗装を行うものとする。また、膜厚は外面100 $\mu$ m以上、内面60 $\mu$ m以上とする。

# 2-6 信頼性

## (1) 信頼度

- 本装置は、週7日、1日24時間の連続運用とし、アベイラビリティが99.5%を下回らないよう考慮する。
- 2) メンテナビリティを十分考慮した設計をする。

## (2) MTBF 設計目標値

本装置の MTBF 設計目標値は、「5.8 GHzDSRC 路側無線装置規格書 ETC-B\*\*200P」2-13-2 「MTBF」のクラス G3( $5\times10^4$ 時間以上)とすること。なお、MTBF の設計計算に当たっては、部品故障率は公表された数値もしくは当該部品に類似の部品実績値等に基づいた数値を使用するものとする。

ただし、保守員等にて容易に交換可能な部位に関しては、MTBF 設計目標値に含まないものとする。

# (3) 交換時間

交換可能な部位の交換時間は表 2-6.1 に示す値以下とする。

また、下表以外に定期的な交換を必要とする部位を使用する場合は、あらかじめ交 換時間について監督員の承諾を得るものとする。

表 2-6.1 交換時間

対象範囲	交換時間
開閉バー(1本)	5分/1名

注) 交換時間は現地での実作業時間とし、算出にあたっては交通規制、作業車両準備、部材調達等の時間は除くものとする。

ただし、交換に関連する部品の取り外し、取り付け、試験調整(装置の立上げ等のための設定作業は除く。)を含むものとする。

## 2-5 塗装仕様

塗装仕様については、表 2-5.1 とし、機器類の色彩に関しては特記仕様書による。

表 2-5.1 塗装仕様

設置場所	下地処理及び仕上げ
屋内	塗装は前処理を十分に行った後着手するものとし、下塗り、中塗りの後、メラミン樹脂塗料による焼付け仕上げとし、膜厚 40μm以上とする。
屋外	塗装は前処理としてブラスト処理後亜鉛溶射(JIS H 8300 「IS-WF 又は TS-ES/Zn99.99 (50)」)を行うものとし、内外面とも下塗り及び中塗りを施し、ポリウレタン樹脂塗料の2回塗り仕出ずと同等以上の塗装を行うものとする。また、膜乳は外面100μm以上、内面60μm以上とする。

## 2-6 信頼性

## (1) 信頼度

- 1) 本装置は、週7日、1日24時間の連続運用とし、アベイラビリティが99.5%を下回らないよう考慮する。
- 2) メンテナビリティを十分考慮した設計を行うものとする。

## (2) MTBF 設計目標値

本装置のMTBF 設計目標値は、「5.8GHz 帯 DSRC 路側無線装置規格書 ETC-B\*\*\*200P」2-13-2「MTBF」のクラス G3 (5×10 時間以上) とすること。なお、MTBF の設計計算に当たっては、部品故障率は公表された数値もしくは当該部品に類似の部品実績値等に基づいた数値を使用するものとする。

ただし、保守員等にて容易に交換可能な部位に関しては、MTBF 設計目標値に含まないものとする。

## (3) 交換時間

交換可能な部位の交換時間は表2-6.1に示す値以下とする。

また、下表以外に定期的な交換を必要とする部位を使用する場合は、あらかじめ交換時間について監督員の承諾を得るものとする。

表 2-6.1 交換時間

対象範囲	交換時間	
開閉バー (1本)	5分以下/1名	

注:交換時間は現地での実作業時間とし、算出にあたっては交通規制、作業車両準備、部材調達等の時間は除くものとする。

ただし、交換時間には関連する部品の取り外し、取り付け、試験調整(装置の立上げ等のための設定作業は除く。)を含むものとする。

#### 備考 旧 新 2-7 付属品 2-7 付属品 付属品を表 2-7.1 に示す。 付属品を表 2-7.1 に示す。 表 2-7.1 付属品一覧 表 2-7.1 付属品一覧 品 名 備考 品 名 備考 筐体開閉用の鍵 納入数量は特記仕様書で定める。 筐体開閉用の鍵 納入数量は特記仕様書で定める。 通信ケーブル 詳細は特記仕様書による 通信ケーブル 詳細は特記仕様書による 電源ケーブル 11 電源ケーブル アイランドへの取付ボルト、 アイランドへの取付ボルト、 ナット ナット コネクター 使用数の100% コネクター 使用数の100% 特殊工具 1式 特殊工具 1一式 (注) 特殊工具はユニット、パネル等の交換時に必要とするものであり、一般市販品 (注):特殊工具はユニット、パネル等の交換時に必要とするものであり、一般市販品 ではないものとする。 ではないものとする。 2-8 予備品 2-8 予備品 予備品の品名及び数量は特記仕様書に定める。 予備品の品名及び数量は特記仕様書に定める。 2-9 保守用品

保守用品の品名及び数量は特記仕様書に定める。

## 2-9 保守用品

保守用品の品名及び数量は特記仕様書に定める。

#### 第3章 発進制御機

## 3-1 発進制御機の概要

ETC 車線を通行する車両等に対し、開閉バーの制御により通行可否の指示を行う。

## 3-1-1 機能及び構成

(1) 本装置は、ETC 車線に進入した車両等に対し通行可否を示す駆動部並びに車線サーバ等との間で全体システムに必要なデータの送受信を行うインタフェース部、発進制御機の状態監視を行う故障診断部、手動で駆動部(開閉バー)の操作等を行う筐体内HMI部、インタフェース部及び電源部から構成される。

なお、筐体内 HMI 部は、手動にて開閉バーの開閉を行う機能を有するものとする。

(2) 本装置は、無停電電源等の安定な電源の供給を受けることにより、商用電源の停電 時においても動作を継続するものとする。

また、無停電電源装置の切替に伴う瞬断時においても本装置の機能は確保するものとする。

なお、構成図を図3-1-1.1、機能配分を図3-1-1.2に示す。

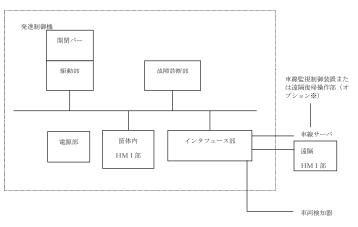


図 3-1-1.1 構成図

※東日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社に適用する。

#### 第3章 発進制御機

#### 3-1 発進制御機の概要

ETC 車線を通行する車両等に対し、開閉バーの制御により通行可否の指示を行う。

#### 3-1-1 機能及び構成

(1) 本装置は、ETC 車線に進入した車両等に対し通行可否を示す駅動部並びに車線サーバ等との間で全体システムに必要なデータの送受信を行うインタフェース部、発進制御機の状態監視を行う故障診断部、手動で駆動部 (開閉バー) の操作等を行う筐体内HMI 部、インタフェース部及び電源部から構成される。

なお、筐体内HMI部は、手動にて開閉バーの開閉を行う機能を有するものとする。

(2) 本装置は、無停電電源等の安定な電源の供給を受けることにより、商用電源の停電時においても動作を継続するものとする。

また、無停電電源装置の切替に伴う瞬時時においても本装置の機能は確保するものとする。

なお、構成図を図3-1-1.1、機能構成配分を図3-1-1.2に示す。

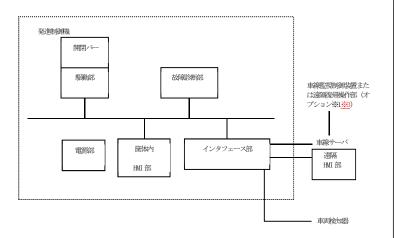
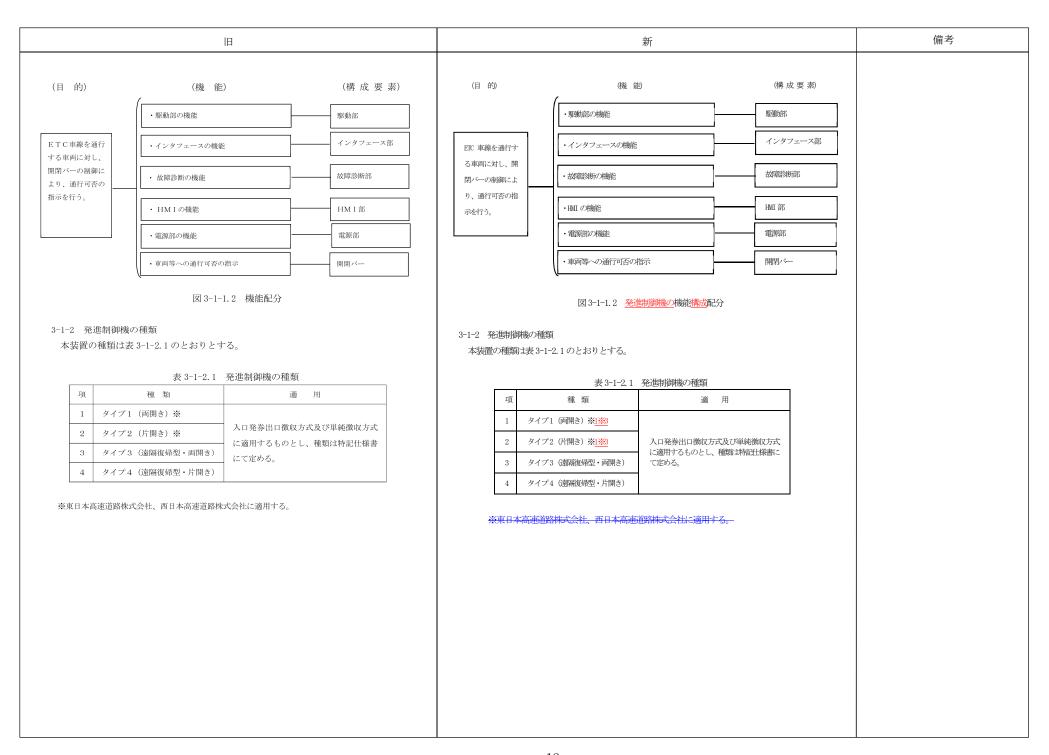


図 3-1-1.1 構成図

※東日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社に適用する。



## 3-2 機能及び動作

### 3-2-1 駆動部の機能等

駆動部の機能を以下に示す。

(1) 車両等指示方法

車線サーバ及び HMI 部からの制御信号を受け、開閉バーを用いて開閉バーを動作させることにより車両等に対し通行指示又は停止指示を行う。

- 通行指示: 開閉バーを建築限界外に動作させること。
- ・ 停止指示 : 開閉バーを建築限界内に動作させ、軽自動車 (二輪車を含む) から大型自動車まで目視が可能な高さに水平に停止させることが 出来ること。
- (2) 車両等の通行が無い場合は、常時停止指示状態とする。
- (3) HMI 部より保守点検モードが選択されている場合は、車線サーバからの制御信号を 受信しても動作しないこと。
- (4) 開閉バーの動作は、制御信号を受信してから 500ms (800ms ※2) 以内に完了すること。
- (5) 開閉バーが車両等と接触した場合には、車両等への損傷をなるべく少なくするよう、進行方向に動作可能な機構 (バーリリース機構) を有することとする。 また、バーリリースした場合は、開閉バーが再び車線側へ戻ることなく状態を維持するものとし、車線サーバへバーリリース検知を通知するものとする。

(添付資料-1 発進制御機性能検査方案書 2-2 開閉バーを参照※3)

- (6) 開閉バーの閉動作中において、車線サーバより開閉バーの開制御信号を受け付け、 開閉バーを開動作させること。また、開閉バーの開動作中において、車線サーバよ り開閉バーの閉制御信号を受け付け、開閉バーを閉動作させること(開動作完了後 に閉動作開始でも可とする)。
- (7) 開閉バー動作中、開閉面に人又は車両等がある場合は、それを検知し開状態とする。
- (8) 開閉動作をカウントできることとし、カウントが消失しない構造とすること。なお、表示桁は7桁とする。また、カウントは任意にリセットできる構造であること。
- (9) 本装置の各部の故障情報を車線サーバに通知できること。
- (10) 必要なデータを誤りなく車線サーバに対して伝送できること。
- (11) 駆動部 (開閉バー取付部) の構造
- 1) 駆動部 (開閉バー取付部) は常時、稼働時及び車両の接触時等いかなる場合においても、開閉バーが脱落しない構造とする。
- 2) 駆動部 (開閉バー取付部) は、工具等は使用せず、人力によるハンドル操作等により容易に開閉バーが脱着可能な構造とする。
- 3) 駆動部 (開閉バー取付部) は、図 3-2-2.1 (参考図) に示す開閉バーの取付けが可能な構造とする。なお、開閉バーは脱落防止を行うものとする。※1、※3

#### 3-2 機能及び動作

#### 3-2-1 駆動部の機能等

駆動部の機能を以下に示す。

(1) 車両等指示方法

車線サーバ及びHMI 部からの制御信号を受け、開閉バーを用いて開閉バーを動作させることにより車両等に対し通行指示又は停止指示を行う。

- 通行指示: 開閉バーを建築限界外に動作させること。
- ・停止指示 : 開閉バーを建築限界内に動作させ、軽自動車(二輪車を含む)か

ら大型自動車まで目視が可能な高さに水平に停止させることが

出来ること。

- (2) 車両等の通行が無い場合は、常時停止指示状態とする。
- (3) HMI 部より保守点検モードが選択されている場合は、車線サーバからの制御信号を 受信しても動作しないこと。
- (4) 開閉バーの動作は、制御信号を受信してから 500ms (800ms※2) 以内に完了すること。
- (5) 開閉バーが車両等と接触した場合には、車両等への損傷をなるべく少なくするよう、進行方向に動作可能な機構 (バーリリース機構) を有することとする。 また、バーリリースした場合は、開閉バーが再び車線側へ戻ることなく状態を維持するものとし、車線サーバ〜バーリリース検知を通知するものとする。

(「添付資料-1 発進制御機 性能検査方案書 2-2 開閉バーを参照※3)

- (6) 開閉バーの閉動作中において、車線サーバより開閉バーの開制御信号を受け付け、 開閉バーを開動作させること。また、開閉バーの開動作中において、車線サーバよ り開閉バーの閉制御信号を受け付け、開閉バーを閉動作させること(開動作完了後 に閉動作開始でも可とする)。
- (7) 開閉バー動作中、開閉面に人又は車両等がある場合は、それを検知し開状態とする。
- (8) 開閉動作をカウントできることとし、カウントが消失しない構造とすること。なお、 表示桁は7桁とする。また、カウントは任意にリセットできる構造であること。
- (9) 本装置の各部の故障情報を車線サーバに通知できること。
- (10) 必要なデータを誤りなく車線サーバに対して伝送できること。
- (11) 駆動部 (開閉バー取付部) の構造
- 1) 駆動部 (開閉バー取付部) は常時、稼働時及び車両の接触時等いかなる場合においても、開閉バーが脱落しない構造とする。
- 2) 駆動部 (開閉バー取付部) は、工具等は使用せず、人力によるハンドル操作等により容易に開閉バーが脱着可能な構造とする。
- 3) 駆動部 (開閉バー取付部) は、図3-2-2.1 (参考図) に示す開閉バーの取付けが可能な構造とする。なお、開閉バーは脱落防止を行うものとする。※1※3

旧	新	備考
駅動部 (開閉バー取付部) は、開閉バーの取付けが可能な構造とする。なお、開閉バーは脱落防止を行うものとする。※2 4) 開関バー取付部の形状は丸形とし、 654 の開閉バーを取付可能とする。※2 (12) タイプ3 及びタイプ4については、バーリリース検知状態から遠隔からの復帰操作により、復帰処理が行えるものとする。なお、復帰処理とは、発連制御機が再び正常動作を行える状態 (バー開状態又はバー閉状態) にすることを言い、復帰処理開始から復帰処理中に車両等がある場合は、それを検知し非線側に開閉バーを戻さない状態とする。 (13) (12) の復帰処理中に車両等がある場合は、それを検知し非線側に開閉バーを戻さない状態とする。 (14) 車線サーバからの復帰信号が中断された場合は復帰動作を中断するが、復帰信号が再開された場合は復帰処理を再開するものとする。※1※2 (15) 開閉バーは、建築限界内において車両検知器タイプ3の検知範囲を超えない高さより跳びあがらない動作とする。また、開閉バーの動作方向は鉛直上向き方向でないこと。※3 ※1:東日本高速道路株式会社に適用する。 ※2:中日本高速道路株式会社に適用する。 ※3:西日本高速道路株式会社に適用する。	原動部 (開門) (一取付部) は、開門) (一の取付けが可能な構造とする。なお、開門) バーは接落防止を行うものとする。※2  4 開門) (一取付部の形式はよ形とし、654 の開門) (一を取付可能とする。※2  (12) タイプ3 及びタイプ4 については、バーリリース検知状態から遠隔からの復帰操作により、後期必更が行えるものとする。なは、後期必更とは、発進制御機が再び正常動作を行うものとする。第182 (10 科2・※3) 以内とする。 (13) (12) の後雨が型中に車両等がある場合は、それを検知し車線側に開門) (一を戻さない状態とする。 (14) 車線サーバからの後帰信号が中断された場合は液腫が作を中断するが、復帰信号が再開された場合は液腸が理等された場合は液腫が作を中断するが、復帰信号が再開された場合は液腸が遅れて中断・多が、復帰信号が再開された場合は水腫が上でする。※12 (タイプ 5※3) の検知範囲を起えないの動きより無にあがらないと思えない動作とする。また、タイプ 1、3 の開閉/(一の動作方向は鉛直上向き方向でないこと。※1※3 (被動解収受料金所の入た・適用氷1) ※1・東日本部連鎖料は会社に適用する。 ※2・再日本部連鎖料は会社に適用する。 ※2・再日本部連鎖料は会社に適用する。	

# 3-2-2 開閉バー※1

- (1) 表示色は赤及び白のゼブラーカラーとし、視認性向上のために赤色部に反射シート等を貼り付けるものとする。
- (2) 開閉バーが車両等と接触した場合に車両等への損傷及び開閉バーの損傷が少なくなるような構造及び材料とする。また、車両等の接触等により開閉バーが破断した場合に破断部分が飛散しないように飛散防止対策を行うものとする。

なお、車両及び開閉バーへの損傷確認試験の方法は、発進制御機性能検査方案書に よる。

- (3) 開閉バーの着雪により駆動部の機能が妨げられないように、着雪防止対策を行う ものとする。(オプション)
- (4) 開閉バーの種類は表 3-2-2.1 のとおりとする。

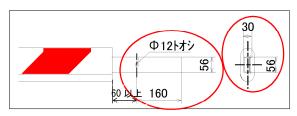


図 3-2-2.1 開閉バー取付部の構造(参考図)

※1: 東日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社に適用する。

# 3-2-2 開閉バー※1※3

- (1)表示色は赤及び白のゼブラーカラーとし、視認性向上のために赤色部に反射シート等を貼り付けるものとする。
- (2) 開閉バーが車両等と接触した場合に車両等への損傷及び開閉バーの損傷が少なく なるような構造及び材料とする。また、車両等の接触等により開閉バーが破断した 場合に破断部分が飛散しないように飛散防止対策を行うものとする。

なお、車両及び開閉バーへの損傷確認試験の方法は、<u>「添付資料-1</u>発進制御機<u>性</u>能検査方案書」によるものとする。

- (3) 開閉バーの着雪により駆動部の機能が妨げられないように、着雪防止対策を行う ものとする。(オプション)
- (4) 開閉バーの種類は表 3-2-2.1 のとおりとする。

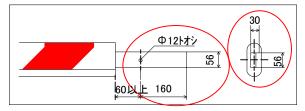


図 3-2-2.1 開閉バー取付部の構造 (参考図)

※1:東日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社に適用する。

備考

表 3-2-2.1 開閉バーの種類

開閉バー	発進制御機	開閉バー ※1		適用レーン幅
種 類	種 類	寸 法	重 量	週州レーノ幅
タイプA	タイプ1、3	1, 450mm	1,000g以下	3,000mm用
タイプB	(両開き)	1, 700mm	1, 000gg/	3, 500mm用
タイプC	<b>※</b> 2	1, 950mm	1,100g以下	4,000mm用
タイプD	h 1-0 1	1, 950mm	1, 100ggr	3,000mm用
タイプE	タイプ2、4 (片開き)	2, 450mm	1,250g以下	3, 500mm用
タイプF	011/11/27	2, 950mm	1, 200gg/	4,000mm用

※1 寸法及び重量は取付部等全てを含む。バーの寸法は標準寸法を示す。

※2 両開きタイプは1本の寸法及び重量を示す。

※3 開閉バーが円形の場合、寸法は長い方の直径とする。

## 3-2-3 インタフェース部の機能

(1) 車線サーバ等に対してインタフェースを提供し、本装置との入出力を行う。なお、 保守点検モードの場合は、車線サーバに対し保守点検情報のみ送信し、解除される までその他の信号は受信しないものとする。

監視制御情報の概要は、表 3-2-3.1 及び、「発進制御機~車線サーバ間(2G)インタ フェース仕様書」によるものとする。

また、開及び閉項目についての監視は手動制御時のみ行うものとする。

表 3-2-3.1 監視制御項目表

項目	監視		制御
想 日	監視	モニター端子	my 184
駆動部異常	0	0	-
電源断	0	_	-
保守点検中	0	_	_
ケーブル異常	0	0	_
手動	0	0	_
開	0	0	0
閉	0	0	0
バーリリース検知	0	0	_
バーリリース復帰中	0	0	_
バーリリース復帰異常	0	0	_

※ モニター端子: 点検時にモニター確認が出来る構造

(2) 車線サーバ及び車両検知器 S4 とのインタフェースは、「発進制御機~車線サーバ 間(2G)インタフェース仕様書」による。

表 3-2-2.1 開閉バーの種類

開閉バー発館を削機		開閉べー ※1(注1)(注3)		North Let
種 類	種 類	寸 法	重 量	適用レーン幅
タイプA	タイプ1、3 (両開き) ※2 <u>(注2)</u>	1, 450mm	1,000g以下	3, 000nm用
タイプB		1, 700mm	1, 000g gx	3, 500nm用
タイプC		1, 950mm	1 100-PIE	4, 000mm用
タイプD		1, 950mm	1, 100g以下	3, 000mm用
タイプE	タイプ2、4 (片開き)	2, 450mm	1, 250g以下	3, 500mm用
タイプF		2, 950mm	1, 2008 511	4, 000mm用

※注1: 寸法及び重量は取付部等全てを含む。バーの寸法は標準寸法を示す。

※注2: 両開きタイプは1本の寸法及び重量を示す。

※注3: 開閉バーが円形の場合、寸法は長い方の直径とする。

## 3-2-3 インタフェース部の機能

(1) 車線サーバ等に対してインタフェースを提供し、本装置との入出力を行う。なお、 保守点検モードの場合は、車線サーバに対し保守点検情報のみ送信し、解除される までその他の信号は受信しないものとする。

監視制御情報の概要は、表 3-2-3.1 及び、「発進制御機~車線サーバ間(2G)インタ フェース仕様書」によるものとする。

また、開及び閉項目についての監視は手動制御時のみ行うものとする。

表 3-2-3.1 監視制御項目表

次 0 2 0 1				
項目	監視		制御	
<b>4</b> D	監視	七分 <u>端子 (注)</u>	יויים נינוו	
駆動部異常	0	0	_	
電源断	0	_	_	
保守点検中	0	_	-	
ケーブル異常	0	0	-	
手動	0	0	-	
開	0	0	0	
閉	0	0	0	
バーリリース検知	0	0	_	
バーリリース復帰中	0	0	_	
バーリリース復帰異常	0	0	-	

※注:モニター端子:点検時にモニター確認が出来る構造

(2) 車線サーバ及び車両検知器 S4 とのインタフェースは、「発進制御機~車線サーバ 間 (2G) インタフェース仕様書」による。

備考

	20 - 00 - 11117	
制御項目	概要	内 容
自 動	自動モードへの切替	車線サーバと信号を送受信する。
手 動	手動モードへの切替	車線サーバからの信号を受信しない。な
		お、車線サーバに対し手動の通知及び故
		障通知・状態通知は行う。
保守点検中	保守点検モードへの切替	車線サーバからの信号を受信しない。な
		お、車線サーバに対し保守点検中の通知
		は行うが、故障通知・状態通知は変化さ
		せない。
一 括 ※1	開閉バーの一括制御	手動モードの場合、親側(自機)及び子側
		(相手機)の双方を一括で制御する。
親(自機)単独 ※1	開閉バーの片側制御(親側)	手動モードの場合、親側(自機)のみを制
		御する。
子(相手機)単独 ※1	開閉バーの片側制御(子側)	手動モードの場合、子側(相手機)のみを
		制御する。
復 帰※2	バーリリースからの復帰制御	バーリリース復帰処理を行う。
開 (手動)	開閉バーの開制御	開閉バーを開制御するとともに、手動モ
		ードに切り換える。(自動モードの場合)
閉 (自動)	開閉バーの閉制御	開閉バーを閉制御するとともに、自動モ
		ードに切り換える。(手動モードの場合)
リセット	リセット	初期起動状態に戻す。

- ※1 両開きタイプの場合に実装する。
- ※2 遠隔復帰型に実装する。(東日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式 会社に適用する。)

# (3) 遠隔 HMI 部機能

遠隔 HMI 部は本装置から離れて遠隔に設置され、本装置へ直接又は他装置を経由して、以下の制御が可能なものとする。なお、容易に制御内容の確認が可能なものとする。なお、詳細は「発進制御機~車線サーバ間 (2G) インタフェース仕様書」による。

表 3-2-5.2 遠隔 HMI 部

制御項目	概要	内 容
開 (手動)	開閉バーの開制御	開閉バーを開制御するとともに、手動モ
	手動モードへの切り換え	ードに切り換える。(自動モードの場合)
閉 (自動)	開閉バーの閉制御	開閉バーを閉制御するとともに、自動モ
	自動モードへの切り換え	ードに切り換える。(手動モードの場合)
復 帰※1	バーリリースからの復帰制御	バーリリース復帰処理を行う。
リセット	リセット	初期起動状態に戻す。

※ 遠隔復帰型に実装する。(東日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社に適用する。)

表 3-2-5.1 筐体内HMI 部

X 0 2 0.1 EPH 11mm m				
制御項目	概要	内 容		
自 動	自動モードへの切替	車線サーバと信号を送受信する。		
手 動	手動モードへの切替	車線サーバからの信号を受信しない。なお、車線 サーバに対し手動の通知及び対範通知・状態通 知は行う。		
保守点検中	保守点検モードへの切替	車線サーバからの信号を受信しない。なお、車線 サーバこ対し保守点検中の通知は行うが、故障 通知・状態通知は変化させない。		
— 括 <u>※4(注1)</u>	開閉バーの一括制御	手動モードの場合、親側(自機)及び子側(相手機)の双方を一括で制御する。		
親(自機)単独 ※1(注1)	開閉バーの片側制御(親側)	手動モードの場合、親側(自機)のみを制御する。		
子(相手機)単独 <u>※1(注1)</u>	開閉バーの片側制御(子側)	手動モードの場合、子側(相手機)のみを制御する。		
復 帰 <del>※2(注2)</del>	バーリリースからの復帰制御	バーリリース復帰処理を行う。		
開(手動)	開閉バーの開制御	開閉バーを開制御するとともに、手動モードに 切り換える。(自動モードの場合)		
閉(自動)	開閉バーの閉制御	開閉バーを閉制御するとともに、自動モードに 切り換える。(手動モードの場合)		
リセット	リセット	初期起動状態に戻す。		

※注1: 両開きタイプの場合に実装する。

※<u>注2:</u> 遠隔復帰型に実装する。(東日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社に適用する。) ※1※3

# (3) 遠隔HMI 部機能

遠隔HMI 部は本装置から離れて遠隔に設置され、本装置へ直接又は他装置を経由して、車線監視制 御装置およびレーン上操作機の機能として実装し、以下の制御が可能なものとし、容易に制御内容の確認が可能なものと<del>する。なおし、詳細は「発進制御機~車線サーバ間(2G)インタフェース仕様</del> 書」による。

表 3-2-5.2 遠隔HMI 部

制御項目	概要	内 容	
開(手動) 開閉バーの開制御		開閉バーを開制御するとともに、手動モードに	
手動モードへの切り換え		切り換える。(自動モードの場合)	
閉(自動)	開閉バーの閉制御	開閉バーを閉制御するとともに、自動モードに	
	自動モードへの切り換え	切り換える。(手動モードの場合)	
復 帰 (注)1	バーリリースからの復帰制御	バーリリース復帰処理を行う。	
リセット	リセット	初期起動状態に戻す。	

注1:遠隔復帰型に実装する。(東日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社に適用する。)※1※3

# 

#### (4) 遠隔復帰操作部 (オプション※1※3)

遠隔復帰操作部は、車線監視制御装置から遠隔にて発進制御機の復帰を行うことができない場合、別装置として本操作部から遠隔にて発進制御機を復帰させるものであり、実装可否については特記仕様書に定めるものとする。なお、詳細は「発進制御機~車線サーバ間 (26) インタフェース仕様書」による。※1※3

遠隔復帰操作部は、車線監視制御装置から遠隔にて発進制御機の復帰を行うことができない場合、別装置として本操作部から遠隔にて発進制御機を復帰させるものである。なお、詳細は「発進制御機~車線サーバ間(2G)インタフェース仕様書」による。※2

※1:東日本高速道路株式会社に適用する。 ※2:中日本高速道路株式会社に適用する。 ※3:西日本高速道路株式会社に適用する。

表 3-2-5.3 遠隔復帰操作部

ĺ	制御項目		概要	内 容	
	復	帰※	バーリリースからの復帰制御	バーリリース復帰処理を行う。	

※ 遠隔復帰型に実装する。(東日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社に適用する。)

#### 3-2-6 電源部の機能

電源部は本装置の各部に電源を供給する。なお、必要な場合には各部が独立した電源部を有することもできる。

また、消費電力を以下に示す。

タイプ1: 1000VA 以下※1、1200VA 以下※3 タイプ2: 800VA 以下※1、800VA 以下※3 タイプ3: 1000VA 以下※1※2、1000VA 以下※3 タイプ4: 1000VA 以下※1※2、900VA 以下※3

※1: 東日本高速道路株式会社に適用する。 ※2: 中日本高速道路株式会社に適用する。 ※3: 西日本高速道路株式会社に適用する。

## (4) 遠隔復帰操作部 (オプション※1※3)

遠隔復帰操作部は、車線監視制御装置から遠隔にて発進制御機の復帰を行うことができない場合、別装置として本操作部から遠隔にて発進制御機を復帰させるものであり、実装可否については特配仕様書に定めるものとする。なお、詳細は「発進制御機~車線サーバ間(26)インタフェース仕様書してよる。※1※3

遠隔復帰操作部は、車線監視制御装置から遠隔にて発進制御機の復帰を行うことができない場合、別装置として本操作部から遠隔にて発進制御機を復帰させるものである。なお、詳細は「発進制御機~車線サーバ間(26)インタフェース仕様書」による。※2

※1:東日本高速道路株式会社に適用する。

※2:中日本高速道路株式会社に適用する。

※3:西日本高速道路株式会社に適用する。

表 3-2-5.3 遠隔復帰操作部

制御項目		概 要	内 容	
復	帰 ※(注)	バーリリースからの復帰制御	バーリリース復帰処理を行う。	

※注:遠隔復帰型に実装する。(東日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社に適用する。) ※1※3

#### 3-2-6 電源部の機能

電源部は本装置の各部に電源を供給する。なお、必要な場合には各部が独立した電源部を有することもできる。

## また、消費電力を以下に示す。

タイプ1 : 1000VA以下※1、1200VA以下※3 タイプ2 : 800VA以下※1、800VA以下※3 タイプ3 : 1000VA以下※1※2、1000VA以下※3 タイプ4 : 1000VA以下※1※2、900VA以下※3

※1:東日本高速道路株式会社に適用する。

※2:中日本高速道路株式会社に適用する。

※3:西日本高速道路株式会社に適用する。

備考 第4章 試験及び検査 第4章 試験及び検査 4-1 自主検査 4-1 自主検査 本装置に使用する機器は各製作工場において、下記の自主検査を行い、その試験成績表 本装置に使用する機器は各製作工場において、下記の自主検査を行い、その試験成績表 を監督員に提出するものとする。 を監督員に提出するものとする。 (1) 外観検査 (1) 外網檢查 組立状況の外観及び寸法検査 組立状況の外観及び寸法検査 (2) 機能動作試験 (2) 機能動作試験 各種機能の動作確認 各種機能の動作確認 (3) 絶縁抵抗試験 (3) 絶縁抵抗試験 (4) 耐電圧試験 (4) 耐雷圧試験 (5) 消費電力検査 (5) 消費電力検査 (6) インタフェース試験 (6) インタフェース試験 自設備及び他設備との取り合い確認 自設備及び他設備との取り合い確認 4-2 性能検査 4-2 性能検査 本装置は上記の自主検査に加え、各製作工場において次の性能検査を行うものとする。 本装置は上記の自主検査に加え、各製作工場において次の性能検査を行うものとする。 なお、検査内容、検査方法及び検査基準については、「添付資料-1 発進制御機 性能検査 なお、検査内容、検査方法及び検査基準については、「添付資料-1 発進制御機 性能検査 方案書」によるものとする。※1 方案書」によるものとする。※1※3 本装置は上記の自主検査に加え、各製作工場において次の性能検査を行うものとする。 本装置は上記の自主検査に加え、各製作工場において次の性能検査を行うものとする。 なお、検査内容、検査方法及び検査基準については、「添付資料-1 発進制御機 性能検査 なお、検査内容、検査方法及び検査基準については、「添付資料-1 発進制御機 性能検査 方案書」によるものとし、検査時の開閉バーは表4-2.1に合致するものとする。※2 方案書」によるものとし、検査時の開閉バーは表 4-2.1 に合致するものとする。※2 また、当該製作機器と同等の規格で製作されたと認められたものについては、機器の検 また、当該製作機器と同等の規格で製作されたと認められたものについては、機器の検 査結果に置き換えることができるものとする。 査結果に置き換えることができるものとする。 (1) 発進制御機本体 発進制御機本体 1) 風荷重検査 風荷重検査 2) 開閉動作検査 2) 開閉動作検査 (2) 開閉バー (2) 開閉バー 1) 衝突検査 衝突検査 2) 開閉動作耐久性検査

※1: 東日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社に適用する。 ※2: 中日本高速道路株式会社に適用する。 2) 開閉動作耐久性検査

※1:東日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社に適用する。 ※2:中日本高速道路株式会社に適用する。

表 4-2.1 開閉バーの種類(中日本高速道路株式会社に適用する。)

ĺΗ

開閉バー 発進制御機	開閉バー ※1		74 H ) 14	
種 類	種 類	寸 法	重 量	適用レーン幅
タイプA	両開き ・※2	1, 450mm	1,000g以下	3,000mm用
タイプB		1, 700mm		3, 500mm用
タイプC		1, 950mm	1,100g以下	4,000mm用
タイプD	片開き	1, 950mm		3, 000mm用
タイプE		2, 450mm	1,250g以下	3, 500mm用
タイプF		2, 950mm		4,000mm用

※1 寸法及び重量は取付部等全てを含む。バーの寸法は標準寸法を示す。

※2 両開きタイプは1本の寸法及び重量を示す。

※3 開閉バーが円形の場合、寸法は長い方の直径とする。

## 4-3 工場立会検査

本装置の各機能が製作完了した時は、監督員が必要と認めた場合、監督員の立会検査を 受けるものとする。また、試験成績表を監督員に提出するものとする。

なお、検査項目は原則として次のとおりとするが、試験の細部および方法については、 あらかじめ試験方案書を監督員に提出し、その承諾を得なければならない。

(1) 外観検査

組立状況の外観及び寸法検査

(2) 機能動作試験

各種機能の動作確認

- (3) 絶縁抵抗試験
- (4) 耐電圧試験
- (5) 消費電力検査
- (6) インタフェース試験

本装置及び他設備との取り合い確認

表 4-2.1 開閉バーの種類(中日本高速道路株式会社に適用する。)※2

開閉バー	発進制御機 種 類	開閉バー ※1(注1)(注3)		Substitute
種 類		寸 法	重 量	適用レーン幅
タイプA	両開き <u>※2(注2)</u>	1, 450mm	1,000g以下	3,000mm用
タイプB		1, 700mm		3, 500mm用
タイプC		1, 950mm	1, 100g以下	4,000mm用
タイプD	片開き	1, 950mm		3,000mm用
タイプE		2, 450mm	1, 250g以下	3, 500mm用
タイプF		2, 950mm		4,000mm用

※注1: 寸法及び重量は取付部等全てを含む。バーの寸法は標準寸法を示す。

※注2:両開きタイプは1本の寸法及び重量を示す。

※注3: 開閉バーが円形の場合、寸法は長い方の直径とする。

# 4-3 工場立会検査

本装置の各機能が製作完了した時は、監督員が必要と認めた場合、監督員の立会検査を 受けるものとする。また、試験成績表を監督員に提出するものとする。

なお、検査項目は原則として次のとおりとするが、試験の細部および方法については、 あらかじめ試験方案書を監督員に提出し、その承諾を得なければならない。

(1) 外観検査

組立状況の外観及び寸法検査

(2) 機能動作試験

各種機能の動作確認

- (3) 絶縁抵抗試験
- (4) 耐電圧試験
- (5) 消費電力検査
- (6) インタフェース試験

本装置及び他設備との取り合い確認